十五　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業
十六　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第五条第一項に規定する災害関連事業
十七　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第七条第三号に掲げる施設の災害復旧事業
十八　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十条に規定する湛水の排除事業
十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十一条第一項に規定する共同利用小型漁船建造費に係る都道府県の補助
二十　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第七号に掲げる施設の災害復旧事業
二十一　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第二条第一項に規定する除塩
二十二　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十四条に規定する災害復旧事業
二十三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十条の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務
二十四　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業
二十五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物の処理
二十六　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号に掲げる施設の災害復旧事業
二十七　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第四条第一項に規定する災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）
二十八　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十条に規定する特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分並びに同法第二十五条第一項に規定する除染等の措置等
二十九　次に掲げる事業（全国的に実施する防災に関する施策に係る事業であるものを除く。）
イ　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による国の補助
ロ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業
ハ　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業
ニ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条に規定する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張
ホ　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設及び改良
ヘ　独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第八条第一項に規定する事業
ト　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第二項に規定する国有林野事業
チ　特別会計に関する法律第百五十八条第四項に規定する治山事業
リ　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二項第二号に規定する事業
ヌ　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項に規定する基本調査（同条第五項に規定する地籍調査（以下ヌにおいて「地籍調査」という。）の基礎とするために行うものに限る。）及び地籍調査
ル　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の管理（第七号に掲げる事業であるものを除く。）
ヲ　特別会計に関する法律第百九十八条第二項各号に掲げる事業（第七号に掲げる事業であるものを除く。）
ワ　特別会計に関する法律第百九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び同項第一号に規定する港湾施設の建設等であって、港湾管理者が施行するもの
カ　特別会計に関する法律第百九十八条第五項に規定する空港整備事業
三十　前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの（実施に関する計画を定める事業）

第二条　法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものとする。
一　前条第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十四号から第十六号まで、第二十号、第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第二十九号（イ及びヌを除く。）に掲げるものに係る事業（同条第四号及び第七号に掲げるものに係る事業にあっては、内閣総理大臣が定めるものに限る。）
二　前条第三十号に掲げるものに係る事業のうち内閣総理大臣が定めるもの

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
奈良県御所市長
奈良県吉野郡野迫川村長
北海道中川郡美深町長

告　示

○法務省告示第三十七号

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則等を廃止する省令（平成二十三年法務省令第四十五号）の施行に伴い、平成四年司法試験管理委員会告示第一号（司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第十六号の規定に基づく司法試験管理委員会が定める単位を修得した者を定める件）は、廃止する。

平成二十四年二月一日

法務大臣　小川　敏夫

○法務省告示第三十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年二月十八日から効力を生ずる。

平成二十四年二月一日

法務大臣　小川　敏夫

○厚生労働省告示第三十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

「鳥取県」の下に「、島根県」を加える。

○農林水産省告示第二百四十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦